

原子燃料工業株式会社 熊取事業所
計量管理規定の変更について

・ 審査の結果

原子燃料工業株式会社 熊取事業所に係る計量管理規定に関し、原子燃料工業株式会社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第61条の8第1項の規定に基づき申請のあった「計量管理規定の変更認可申請書」(令和2年12月9日付け熊原第20-028号をもって申請。以下「申請書」という。)について審査した結果、当該申請は、法第61条の8第2項に定める「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないと認められる。

・ 変更内容

事業者が提出した申請書によれば、変更内容は以下のとおりである。

- ・ 組織改正に伴う計量管理組織(職務、組織図を含む。)の変更。

・ 審査の内容

審査にあたっては、計量管理規定の変更の内容が、国際規制物資の使用等に関する規則(昭和36年総理府令第50号。以下「国規物規則」という。)第4条の2の2表中の上欄に掲げる区分のうち、「国際規制物資(核燃料物質を除く。)の使用を行う場合」に対応する下欄各号の事項が記載されていること及び法第61条の8第2項に定めるところの「国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でない」と認めるときに該当しないことを確認した。

その内容は、以下のとおりである。

- ・ 計量管理組織として、燃料技術部長の上に新たにエンジニアリング事業部長が追加となったこと。燃料技術部長の下位であったPWR燃料技術グループ長、プラント・サイクル技術グループ長が削除となっていること。
- ・ 上記に伴い、燃料技術部長の職務はエンジニアリング事業部長に、PWR燃料技術グループ長、プラント・サイクル技術グループ長の職務は燃料技術部長に引き継がれていること。